

栃木県公報

令和 3 (2021)年 9月28日(火) 第241号

	目	次	
	告	示	
○補助金等の名称等を定める告示の一部改	(正	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
○生活保護法による指定医療機関の指定…			
○生活保護法による指定医療機関の事業の	廃止		
	公	告	
○開発行為の工事完了			
_			_
	告	示	

栃木県告示第五百四号

和三年度分の補助金等から適用する。補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、今

令和三年九月二十八日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		î	정 F	· 後					ì	정 F	温		
宝管	主管	補助金	交付の	交付の対象	交付率	交付	出御	宝管	補助金	交付の	交付の対象	交付率	交付
誓	監	等の名	田的	である事務	又は金	の相	辯	黑	等の名	田的	である事務	又は金	の相
		校		又は事業の	類	手方			校		又は事業の	類	手方
				内容							内谷		
盤							盎						
産業	産業	栃木県	盎	~	盎	盘	産業	産業	栃木県	盎	1~111	盎	器
労働	政策	企業立		四国のサ	盎	盎	氷 虁	政策	企業立		四国のサ	盎	器
駕光	監	地・集		"> "\ ✓			観光	監	地・集		"> " ✓		
誓		積促進		チェーン			拉口		積促進		チェーン		
		補助金		対策のた					補助金		対策のた		
				めの国内							めの国内		
				投資促進							投資促進		
				事業費補							事業費補		
				助金(以							助金(以		
				下「国権							下「国権		
				助金」と							助金」と		
				3~°)							3m°)		
				を活用し							を活用し		
				て生産拠							て生産拠		
				点の集中							点の集中		
				度が高い							度が高い		
				製品・部							製品・部		

(908)	令和3(2021)年9月28日	八唯日	彻力	1		公	羊仅	
		素材の国						
		内での生						K p e 性
		産拠点整						
		備事業又						====================================
		は生産拠						
		点の集中						
		度が高く						
		<u> キッッ・</u>						
		# H - 7						
		途絶によ						
		るリスク						
		が大きい						
		重要な製						
		品・部案						
		材の供給						
		途絶リス						
		ク解消の						
		ための生						
		産拠点整						
		備事業を						
		行う場合						作い場合
		における						いおよる
		当該事業						
		(以下こ						(文下ハ)
		の項にお						6型にお
		いて「国						37 [国
		中事業」						「小手業」
		A) 3						A) S
		v.,) e						\(\sigma_\circ\) \(\sigma_\circ\)
		用に供す						田 田 世 世
		る今和二						704年11
		年四月七						神国応力
		日以降に						田 立 歴 と 世 立 と 世 と 世 と 世 と 世 と 世 と 世 と 世 と 世 と
		取得した						
		土地、工						
		場等、生						野鄉、刊
		産設備又						
		はシステ						はシスト
		ムの取得						4の民命
		に要する						に散する
		滋動 						数載
		九 国補助 <u> </u>	ΚI	₩				
			莊	密				田種型 器 器
		金を活用						後を治田
		して一時						つん1
		的な需要						おな需要
		増によっ						
		て需給が						ト能ない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<
"	1 1 1	「言家が、		I	Ш	ı		

14日3(2021)牛 9) 1 20日	重口 初 / 1	- ゲ ム	十八		(303)
	型を			ひつ迫す	
	か な			るおそれ	
	る製			のある製	
	が素			品・誤業	
	3 15			林のう	
	囲民			ち、国民	
	康な			が健康な	
	を管			生活を営	
45.11	で画			む上で重	
	~ C			要なもの	
				の生産拠	
中心	の類			点等の整	
	**X			無事業	
	<u> </u>				
	大等				
	然が				
	<u> </u>				
	<u> </u>				
	<u>~</u>				
	<u> </u>				
					
<u> </u>	療 提				
	霊の				
## ##	<u>e</u>				
82	<u> </u>				
	<u> </u>				
	<u>e和</u>				
	<u> 世</u>				
	無 事				
 				- を行う	
	7.# 7.			場合にお	
	当経			ける当該	
	(文) 四点题			事業 (以	
	の風			下この頃	
	3 M			2#3V	
	中			一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
				業」とこ	
\(\sigma_\circ\)				v.,) e	
	供を			用に供す	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	展11			る令在二	
# 型				年回 一	
	姓 2			日以降に	
	した			取得した	
	· H			山割、 日	
	· #			場等、生	
	備又			産設備又	
	× 9 × 1 1	111 1	1 I	1 10 mm / 1 / 1	11

	(910)	77110	(2021)年 9	月月28日 火曜日	彻力	1 1	是 公	羊区	第241 万
を記している。				はシステ					はツベド
を記している。				ムの取得	:				4 6 巻
 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)									
(本) (+									
本					.				
A 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				六 国補助	知事が	上へ号			
A 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				金を活用	別に余	事業			
(年代 日本						1			
(は) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (
大元 1 1 1 1 1 1 1 1 1					1				
大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文									
本語 (本語) (和語)				へ、 キル					
「				12 /	-	型、			
「				4.4ーン	-	三三三			
X					1				
A					.				
ス 世 田 日 中 名 田 日 名 田 日 名 田 日 名 田 日 名 田 日 名 田 日 名 田 日 日 日 日					1				
大田田					_				
大文 (大文 佐藤 上記 八 大文 (大文 佐藤 上記 八 (大文 佐藤 上記 八 (大文 佐藤 上記 1 1 1 1 1 1 1 1 1						又は			
A				製品・部		シス			
A						テム			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					_				
X W W W W W W W W W									
X									
X 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					1	た者			
A				依徳的に					
X は				供給する					
X X X X X X X X X X				ために中	-				
X X X X X X X X X X				小企業が	-				
X は X は X は X は X は X が X を X が X を X が X は X が X は X は X は X は X は X は X は					_				
X									
大はツス 日 日 日 日 日 日 日 日 日					_				
本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語					-				
大式 大 本 本 本 本 本 本 本 本 本				作 で が が	[
大さな 大				における					
大さな 大				当怒事業					
大は 大は 大は 大は 一 一 一 一 一									
X は					_				
本 本 本 本 本 本 上 本 上 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日									
大 さ									
大はシス 工能拳、 八十點、 八日以降 八日以降 ふや性口 本十二日 ふかを性口 で。) の 正に供す					1				
X は シ X A A A A A A A A A									
X 注 シ ×				<u>√</u> C°) €	-				
X 注 シ ×				用に供す	-				
X は シ K 中									
X は シ ス					1				
X は シ ス									
文はシス 土産設備 工場等、 打出場、									
文はシス 生産設備 工場等、									
文はシス 生産設備 工場等、				た土地、					
区はシス 利用設備					-				
					-				
		1		一ラムの取	.				

	<u> </u>	る辞典	lm /						
	盤				盎				
	無世後 後 大 等 之 を 本 な 数 を な な な な な な な な な な な な な な な な な	智	に 事 し た 以 分 費 当 原 元 が、 内 の の 酸 で め 別 知 だ 。 二 三		無 地 之	- 品	1	品	に 事 した 以 分 費 当 〔定 が、 内 の の 該 で め 別 知 だ 。 一 二 経
			する。限度とる額を						する。と対対と対対の数を
		11	す限るに事した以分費当る廃額定が、 内のの該。とをめ別知だ。 二三経				1 1	器	す限るに事した以分費当る度額定が、内のの数。とをめ別知だ。一二経
	労権をフオが無数のインをを対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	留	す限るに事した以 <u>分費当、る度額定が、内</u> のの該。とをめ別知だ。□三裔		野番番のイオを動きませる	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		す限るに事した 分費当、2を度額定が、 のの談。2をめ別知だ。十十経
	盤				盤				
备				器					

(産業政策課)

栃木県告示第505号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3 (2021) 年9月28日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指	定 年	月	日		名	称	所	在	地
令和3	(2021)	年9	月 1	日	ぽっぽクリニック		那須塩原市石	 5林666−10	
令和3	(2021)	年4	月 1	日	ますだトータルケアクリ	ニック	佐野市富岡	订753	
令和3	(2021)	年8	月 1	H	あわのタウン歯科		佐野市田島岡	叮字東38-19	
令和3	(2021)	年5	月 1	日	ミヤシタデンタルクリニ	ック	日光市豊田2	28-1	
令和3	(2021)	年8	月 1	日	天海歯科診療所		足利市江川岡	打 3 - 9 -23	
令和3	(2021)	年9	月 1	日	そらいろ調剤薬局入舟店		栃木市入舟	T 4 - 4	
令和3	(2021)	年9	月 1	H	アイン薬局那須赤十字店		大田原市中田	田原1081-9	
令和3	(2021)	年6	月28	日	有限会社西新井薬局		足利市西新	 井町3183-1	
令和3	(2021)	年9	月 1	H	ウエルシア薬局足利小俣	店	足利市小俣阳	丁516-1	

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指 定	訪問	看護事業者等	訪問	看護プ	ステー	ション	等
1日尼平月日	名	称	主たる事務所の所在地	名	称	所	在	地
令 和 3 (2021) 年 2月1日	株式会社NI	EXUS	那須塩原市豊浦中町100- 50レヂデンス岡野201	訪問看護ション黒碗		那須塩原 50レヂテ		

栃木県告示第506号

次の指定医療機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3 (2021) 年9月28日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名	称	所	在	地
令和3 (2021) 年7月31日	あわのタウン歯科		佐野市田島岡	订東38-19	
令和3 (2021) 年7月31日	天海歯科診療所		足利市江川	打 3 - 9 -23	
令和3 (2021) 年6月6日	くまのみ薬局		小山市西城區	有 6 - 3 -13	
令和3 (2021) 年6月27日	有限会社西新井薬局		足利市西新	 井町3184-4	
令和3 (2021) 年6月30日	星薬局		那珂川町小川	112883	

令和3 (2021) 年7月31日	カピバラ薬局	真岡市熊倉 1-25-8
令和3 (2021) 年7月31日	きりん薬局	真岡市高勢町 3-205-2

(保健福祉課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査 済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3 (2021) 年9月28日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開発許可を受けた者
(工区に含まれる地域の名称)	住 所 氏 名
河内郡上三川町大字上蒲生字八丁456番 5、 456番 6、字花貫内560番 4、560番 5、560番 6、560番 7、560番12、560番14	河内郡上三川町しらさぎ三丁目7番 武 井 寿 行 地1アルドール・レジデンスB201
河内郡上三川町大字上三川字下原3939番 1 、 3941番の一部、3942番の一部	宇都宮市大通り四丁目3番18号 グランディハウス株式会社
河内郡上三川町大字多功字城ノ内1549番10、 1549番13、1550番 6 、1550番 9	河内郡上三川町大字多功1550番地 西島正美
芳賀郡茂木町大字茂木字町田221番3の一部、大字三坂字シノ添164番6 (開発行為に関する工事) 芳賀郡茂木町大字茂木字町田241番2地先、 240番2地先	芳賀郡茂木町大字茂木155 茂木町
芳賀郡芳賀町大字芳志戸字上岡1806番の一 部、1807番 7	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1806番地 赤 羽 孝 広
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字土堂3847番8	芳賀郡芳賀町大字下高根沢3850番地 中 山 美貴子 1
芳賀郡芳賀町大字稲毛田字下久根東2016番26	芳賀郡芳賀町大字祖母井1706番地15 加 藤 克 哉 ビレッジハウス芳賀 1-102

(都市計画課)